

2024年2月5日付憲法・法改正案の内容

<憲法改正案>

1. 水資源が乏しい地域における水利用権の制限（生活用のみ）、露天掘り鉱山のコンセッション付与禁止、フラッキングによる炭化水素資源開発の禁止、遺伝子組み換え作物栽培の禁止
2. 動物虐待の禁止
3. 国家警備隊（Guardia Nacional）を国防省の傘下とする
4. 電子たばこ、加熱式たばこなどたばこ代替品、フェンタニルなどの合成麻薬と同化学品原料の生産、流通、販売の禁止
5. 合成麻薬の生産・流通・販売、麻薬販売、恐喝、密輸、税務上の詐欺行為、請求書の偽造などの犯罪が疑われる場合に、裁判官に職権で予防的収監を命じる権限を付与
6. 先住民居住区および共同体の権利強化
7. 障害者を対象とした年金支給の明確化、高齢者を対象とした一律年金の支給年齢引き下げ（68歳⇒65歳）、植林を条件とした補助金支給、小規模農家への補助金および肥料無料支給、小規模漁業への補助金支給の憲法における保障
8. 全ての公務員が大統領よりも高い給与は受給できないという規則を裁判所の裁判官にも明確に適用、大統領の年間給与（福利厚生込み）を法定価額算出係数（UMA）の年間額の73.04倍（289万2,848.54ペソ、約2,517万円、1ペソ＝約8.7円）までに制限
9. 最低賃金の毎年の改定率をインフレ率以上とする、小学校教員・警察官・国家警備隊員・医者・看護師の月給を社会保険庁（IMSS）加入正規労働者の平均賃金（2023年は1万6,152ペソ、約14万円）以上とする
10. 健康診断、外科手術、医薬品を含む総合的な医療を国が無料で提供することを保障
11. 選挙制度改革（選挙キャンペーン・政党助成金の削減、国家選挙機構のスリム化、下院議席数を500から300へ削減、上院議席数を128から64に削減、国家選挙機構の理事および連邦選挙裁判所の裁判官を国民の投票で選出、国民投票および大統領罷免投票の実施要件緩和など）
12. 民間正規労働者および公務員が65歳で受け取る年金額について、最後の給与月額（IMSS加盟正規労働者の平均賃金が上限、2024年は1万6,777ペソ、約14万6,000円）を受け取る権利を保障、大蔵公債省が福祉年金基金を創設
13. 国が戦略領域として鉄道輸送（貨物および旅客）を行う権利を回復し、国営企業や民間企業に事業権を付与することができること、旅客輸送のコンセッションを優先することを明文化
14. 電力庁（CFE）を2013年末の憲法改正（エネルギー改革）で生まれた独立採算型国営企業から従来の国営企業にステータスを戻し、電力分野でCFEよりも民間企業を優先することを禁止
15. 司法制度改革（最高裁判所の裁判官の数を11人から9人に削減、行政府、立法府、司法府が10人ずつ推薦し、国民が投票で最高裁判所判事を選出するなど）

16. 労働者住宅基金（INFONAVIT）が労働者向けの賃貸住宅を運営する制度の創設
17. 未就学・未就労の若者に対する研修補助制度（企業における研修を条件に最低賃金以上を支給、[2019年1月18日記事参照](#)）を憲法で保障
18. 連邦経済競争委員会（COFECE）、連邦通信院（IFT）、国家情報アクセス個人情報保護機構（INAI）、国家炭化水素資源委員会（CNH）、エネルギー規制委員会（CRE）など独立自治規制機関を廃止し、省庁などに統合

<法律改正>

19. 公務員社会保険庁（ISSSTE）に対して政府機関（連邦、州、市町村）などが有する債務の延滞金利やインフレ調整分を2024年に限って免除（ISSSTE法改正）
20. 納税者保護検察庁（PRODECON）と国家金融サービス利用者保護委員会（CONDUSEF）の統合など憲法改正を必要としない政府機関の統合や廃止

以 上